

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ホンデン株式会社		コード	6804
提出日	2023/6/5	異動(予定)日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	本年の定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため。また、他の独立役員について記載内容の更新を行なうため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	堀江廣志	社外取締役	○														○		有
2	丸野進	社外取締役	○															訂正・変更	有
3	種村隆行	社外監査役	○								△							訂正・変更	有
4	丸山征克	社外監査役	○															訂正・変更	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		堀江廣志氏は、税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。また、2017年6月に社外取締役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと考えております。また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
2	丸野進氏は、2015年4月まで当社の取引先であるパナソニック㈱の業務執行者(従業員)でありました。	丸野進氏は、長年にわたる会社勤務で培った専門知識を有し、これをもとにした社会活動や教育活動の実績を有しております。また、2015年6月に社外監査役に選任されてから退任するまでには社外監査役として、さらに、2020年6月に社外取締役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと考えております。同氏は、当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の01%未満と僅少であり、同社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
3	種村隆行氏は、2010年7月まで当社の主要取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者(従業員)でありました。	種村隆行氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、その豊富な経験を活かして、客観的立場から取締役の職務遂行を監視していただけるものと判断しております。また、2011年6月に社外監査役に選任されてからは社外監査役として適切な活動・発言を行っております。同氏は、過去に当社の主要取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者(従業員)でありましたが、現在は清和総合建物株式会社の参与であり、同行の意向に影響を受ける立場にありません。なお、当社と同社の間には一切の利害関係はありません。また、当社は同行のほか複数の金融機関との間で取引をしており、同行だけ特別な取引関係にあるわけではありません。さらに、当社グループの総資産に占める同行からの借入金の割合は1%未満と僅少であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
4	丸山征克氏は、2019年5月まで当社の取引先であるパナソニック㈱の業務執行者(従業員)でありました。	同氏は長年にわたる会社勤務により、技術者としてだけでなく、戦略及びマネジメント分野でも豊富な経験を有してものと判断しております。また、2020年6月に社外監査役に選任されてからは、社外監査役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外監査役として社外監査役として客観的立場で取締役の職務遂行を監視していただけるものと考えております。同氏は、当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の1%未満と僅少であり、同社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。